共栄火災

賠償責任の保険

個人向け

2024年5月

ゴルファー保険

ゴルフ賠償責任保険（ホールインワン・アルバトロス費用、ゴルファー傷害、ゴルフ用品補償特約付帯）

保険料の口座登録は
ネット口座振替が
便利です!!
詳しくはスマホで確認

ゴルファー保険

4つの充実補償

1 ゴルフ賠償責任

他人に対する賠償責任

日本国内外でのゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、誤って他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合に支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

（注）被保険者ご本人が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者（親族に限ります。）を被保険者に含みます。

2 ゴルファー傷害

ゴルファー自身のケガ

日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中およびこれらに付随して通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、お客さまご自身が急激かつ偶然な外来の事故※によりケガをされたり、そのケガがもとで亡くなられたとき、保険金をお支払いします。

※「急激かつ偶然な外来の事故」とは、下記3項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

〈上記3項目に該当しない例〉
日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

（注）すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

3 ゴルフ用品損害

ゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損

日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において発生した、お客さまが所有する保険証券記載の**ゴルフ用品の盗難**または**ゴルフクラブの破損・曲損**の損害を、保険金額を限度として時価※でお支払いします。

※「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。

（注1）ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、その他のゴルフ用に設計された物（ゴルフの競技・練習に使用されるゴルフ用品）のほか、被服類およびそれらを収容するバッグ類をいいます。
ただし、携帯電話、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は除きます。
（注2）ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り保険金支払の対象となります。
また、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品（バッグ等）の破損・曲損は保険金支払の対象となりません。

4 ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき

日本国内の有料のゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、お客さまが慣習として出費を余儀なくされる次の費用を保険金額を限度としてお支払いします。

- **贈呈用記念品購入費用**
- **祝賀会費用**
- **記念植樹費用**
- **同伴キャディに対する祝儀**　　**など**

対象となるホールインワンまたはアルバトロスとは

①9ホール以上を有する日本国内のゴルフ場（有料）で達成されたものであること
②パー35以上の9ホール（ハーフ）またはパー35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドして達成したものであること
③原則としてキャディ付で同伴競技者1名以上とラウンドして達成したものであること
④達成者がゴルフの競技または指導を職業としている方でないこと

…が条件です。

保険金のお支払いは次のいずれかに該当する場合に限ります。

(1) ホールインワンまたはアルバトロスを次のア.・イ.の両方が目撃した場合
（公式競技の場合は、ア.・イ.のいずれかの方が目撃した場合）
ア.同伴競技者
イ.同伴競技者以外の第三者（下記の方をいいます。）
- 同伴キャディ
- ゴルフ場使用人
- 公式競技参加者
- 公式競技の競技委員
- ゴルフ場に出入りする造園業者、工事業者
- ゴルフ場内の売店運営業者
- ワンオンイベント業者
- 先行・後続のパーティのプレーヤー※

など

※被保険者が参加するゴルフコンペのプレーヤーが目撃した場合も対象になります。

(2) ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合

ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際には次の書類が必要です。

(1) 共栄火災所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
次のア.～ウ.に掲げるすべての方※が署名または記名押印したホールインワンまたはアルバトロス証明書
※公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかの方およびウ.の方
ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合は、ア.およびウ.の方

ア.同伴競技者

イ.同伴競技者以外の第三者（上記に記載のとおり）

ウ.被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の責任者

(2) 費用の支出明細書およびその支出を証明する書類（領収証等）
(3) 同伴競技者アテスト済みのスコアカード
(4) その他共栄火災が必要とする資料

（ご注意）

○キャディを同伴していない「セルフプレー中」に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象とならない場合がありますのでご注意ください。
（注）セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、ゴルフ場使用人や先行・後続のパーティのプレーヤー等の同伴競技者以外の第三者の方がホールインワンまたはアルバトロスを目撃し、署名または記名押印した証明書が得られる場合等に限って保険金支払の対象となります。

○複数の保険にご加入いただいても、お支払いする保険金は最も高い保険金額が限度となります。

ご契約タイプ

下表のG～Qの5つのタイプの中からいずれかをお選びください。

〈保険期間：1年間〉

補償の種類		ご契約タイプ（年間保険料）				
		G 3,970円	H 5,800円	K 7,620円	L 9,590円	Q 17,160円
ゴルフ賠償責任	支払限度額（保険金額）	3,000万円	5,000万円	8,000万円	1億円	2億円
ゴルファー傷害		200万円	250万円	300万円	500万円	750万円
ゴルフ用品損害		10万円	15万円	20万円	25万円	35万円
ホールインワン・アルバトロス費用		20万円	30万円	40万円	50万円	100万円

(注1) ゴルフ賠償責任の自己負担額は0円です。
(注2) 上記のタイプ以外のご契約もできますので、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
(注3) ゴルフの競技または指導を職業としている方は、ホールインワン・アルバトロス費用を補償するお引受けはできませんので、上記タイプ以外でのお引受けとなります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

ご契約の際のご注意

①補償重複について

「ゴルフ賠償責任」、「ゴルフ用品損害」、「ホールインワン・アルバトロス費用」の各補償につきましては、「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご契約ください。

②告知義務（ご契約時に共栄火災に重要な事項を申し出ていただく義務）

保険契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では保険契約申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）のゴルフプロ・職業指導者、アマチュアの区分

○他の同種の保険契約

③死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。この契約に死亡保険金受取人を指定する場合は必ず被保険者の同意を得てください。ご契約者と異なる方を被保険者とする場合において同意のないままご契約された場合、ご契約は無効となります。

ご契約後のご注意

①通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく義務）

保険契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に☆印が付された次の項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

〇被保険者のゴルフプロ・職業指導者、アマチュアの区分

②死亡保険金受取人の変更

ご契約後、保険金受取人を変更（新たに指定する場合を含みます。）する場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡願います。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

万一事故が起きたら

事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

●ゴルフクラブを破損・曲損された場合には、破損・曲損したゴルフクラブの現物または写真が必要です。

●ゴルフ用品が盗難にあった場合は必ず警察にお届けください。

代理請求制度について

ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者※の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお知らせいただきますようお願いいたします。

※配偶者は法律上の配偶者に限ります。

保険金のお支払いについて

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルフ賠償責任	日本国内外においてゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内で通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、誤って他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負担されたとき	①損害賠償金:被保険者（保険の補償を受けられる方）が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 （支払方法）被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。 ②損害防止費用:損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用および権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 （支払方法）損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。 ③応急手当等費用:損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用 （支払方法）損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。 ④争訟費用:損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 （支払方法）支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、損害賠償金が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。 ⑤保険会社への協力費用:保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用 （支払方法）支払限度額の外枠でお支払いします。 ⑥示談交渉費用:損害賠償責任の解決について、被保険者が共栄火災の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 （支払方法）支払限度額の外枠でお支払いします。	①保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による賠償責任 ②貸しクラブやゴルフ場のゴルフカート等の他人から借りたり、預かったりしている物に対する賠償責任 ③被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ④戦争・暴動・天災などに起因する賠償責任 など **自然災害時の法律上の賠償責任について** 下記の場合、一般的には自然災害の程度が甚大で被保険者にとって不可抗力といえるようなときは、法律上の損害賠償責任はないものと考えられており、保険金のお支払いの対象とはなりません。 例 ●比較的短時間での激しい集中豪雨による浸水 ●台風などの風災や大雪による雪害
ゴルファー傷害	日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して、通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、お客さまご自身が急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされたり、そのケガがもとで亡くなられたとき	■死亡保険金:ケガを直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、保険金額の全額 （注）すでに、後遺障害保険金をお支払いしている場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。 ■後遺障害保険金:ケガを直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100% （注）保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 ■入院保険金:左記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数1日につき保険金額の1.5/1000の額 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 ■通院保険金:左記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、90日を限度として、通院日数1日につき保険金額の1/1000の額 なお、被保険者が通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位※1を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等※2を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。 ※1 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、長管骨、脊柱、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。 ※2 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。 （注）通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書等の受領等のみのものは含みません。	①保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）・保険金受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ ②被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって生じたケガ ③被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失によって生じたケガ ④地震・噴火・津波・戦争・暴動によって生じたケガ ⑤むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 など

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルフ用品損害	日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、お客さまが所有する保険証券記載のゴルフ用品の盗難や、ゴルフクラブの破損・曲損による損害が発生したとき	保険金額を限度として、ゴルフ用品※1の損害を時価※2でお支払いします。 ※1 ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物（ゴルフの競技・練習に使用されるゴルフ用品）、被服類およびそれらを収容するバッグ類をいいます。 ※2 「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い金額をお支払いします。	①保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意または重大な過失による損害 ②火災の際における盗難による損害 ③ゴルフ用品の自然消耗、性質による変質その他類似の事由に起因する損害 ④置き忘れ・紛失による損害 ⑤戦争・暴動・天災による損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難による損害 など
ホールインワン・アルバトロス費用	日本国内の有料のゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき	保険金額を限度として、下記の費用をお支払いします。 ■同伴競技者、友人などへの贈呈用記念品購入費用: ただし、次の費用を除きます。 1貨幣・紙幣2有価証券3商品券等の物品切手4プリペイドカード（ホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードはお支払いの対象となります。） ■祝賀会費用 ■ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用※ ※記念植樹の代わりに、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を記念してゴルフ場に設置するモニュメント等を作成する場合はその費用を含みます。 ■同伴キャディに対する祝儀 など	①被保険者（保険の補償を受けられる方）がゴルフ場の経営者または使用人（臨時雇いを含みます。）の場合、そのゴルフ場で達成したもの ②ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス など

＊1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

＊2 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、次のア.・イ.のいずれかに該当する額を保険金としてお支払いします。（ゴルファー傷害、ホールインワン・アルバトロス費用を除きます。）

ア.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額※

イ.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額 ＝ 損害額 － 他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額

＊3 他の保険契約等がある場合においては、次のア.・イ.に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。（ホールインワン・アルバトロス費用の場合）

ア.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額※

イ.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額 ＝ それぞれの支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額 － 他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額

※支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

ご注意

■このパンフレットは「ゴルファー保険」の概要をご説明したものです。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。ご契約の際は、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
■取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。
■賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
■ご契約の際には、保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター **0120-719-112** 通話料無料　受付時間:平日　午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」 **0120-044-077** 通話料無料

ネットで約款!（Web約款）　地球環境を守るため、あなたもエコしませんか?

ネットで約款!（Web約款）は、パソコンを利用して、共栄火災ホームページから閲覧またはダウンロードしていただける約款です。お申し込み時に「Web約款を希望する」とお選びいただくことで紙資源の節約につながりますので、地球環境保護のためにお客さまのご協力をお願いいたします。

共栄火災ホームページ **https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/**

共栄火災海上保険株式会社
本社／〒105-8604東京都港区新橋1-18-6
ホームページ　https://www.kyoeikasai.co.jp/

お問い合わせ先

PP051301（24.05改）M
24-0378-20250527